

## 地域密着型サービス事業所 「デイホームひだまり」の指定更新について

介護保険法上、市町村長、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとあります。(介護保険法第78条の2第7項、介護保険法第115条の12第5項)

これを受け当市は、守谷市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第8条において、地域密着型サービス(以下「サービス」という。)の指定、サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関し市長に対し意見を述べるため並びにサービスの質の確保及び運営評価その他市長がサービスの適正な運営のために必要であると判断した事項について協議するため、協議会にサービスの運営に関する委員会を置いております。

### 協議事項

現在守谷市で指定地域密着型サービス事業所に指定しております「デイホームひだまり」が、令和4年4月30日に指定有効期間満了となるため、「有限会社陽だまり」より令和4年2月1日付けで指定更新申請が提出されました。これに伴い「地域密着型サービスの運営に関する委員会」としての御意見をお願いいたします。

- |           |                |
|-----------|----------------|
| 1 事業所名    | デイホームひだまり      |
| 2 事業所の所在地 | 茨城県守谷市野木崎525-2 |
| 3 サービスの種類 | 地域密着型通所介護      |
| 4 指定の更新日  | 令和4年5月1日       |
| 5 指定の有効期限 | 令和10年4月30日     |

- ・ 現行と同じく地域密着型通所介護事業所として申請がありました。申請のあった「デイホームひだまり」は、利用定員が10名です。書類審査及び現地確認(令和4年2月22日実施)を行い、指定基準に適合していることを確認しております。
- ・ 資料として、事業所概要を添付しております。

## 事業所概要 「デイホームひだまり」

1 申請者名	有限会社陽だまり
2 主たる事務所の所在地	茨城県守谷市松ヶ丘一丁目13番地21
3 法人代表者氏名	代表取締役 染谷 桂子
4 事業所名	デイホームひだまり
5 事業所の所在地	茨城県守谷市野木崎525-2
6 サービスの種類	地域密着型通所介護
7 指定年月日	令和4年5月1日
8 指定の有効期限	令和10年4月30日
9 利用者数	10人
10 サービス提供時間	9時00分から16時00分
11 従業者数	6人（管理者兼生活相談員1, 生活相談員兼介護職員2, 介護職員2, 機能訓練指導員1）

### 12 運営の方針

- (1) 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他、生活全般にわたる援助、相談を行う。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### 13 事業所の特徴

当該事業所は地域密着型通所介護（利用定員18名以下）の事業所の中でも利用定員が少ない特色を活かし、各々の利用者に考慮したサービスを提供し、家族や地域社会との交流を積極的に行っている事業所です。